

福岡市公報

令和2年3月26日 第6660号(別冊3)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市モーターボート競走実施規則の一部改正(第17号)	1

規 則

福岡市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和2年3月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第17号

福岡市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則

福岡市モーターボート競走実施規則(平成22年福岡市規則第94号)の一部を次のように改正する。

第52条の見出しを「(会員制専用席)」に改め、同条第1項から第3項までを次のように改める。

市長は、条例第2条第2項に規定する指定席のほか、市長の承認を受けた者(以下「会員」という。)が利用できる席(以下「会員制専用席」という。)を設けることができる。

2 前項に規定する会員になろうとする者は、年額240,000円(5月1日以後に会員になろうとする者については、20,000円に当該会員になろうとする月から当該年度末までの月数を乗じて得た額)の会費を、当該会員になろうとする月の前月の末日までに納付しなければならない。

3 前項に規定する会費には、条例第2条第1項の入場料(以下「入場料」という。)を含むものとする。

第52条第7項中「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「会員制指定席」を「会員制専用席」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会員制指定席(日単位の会員制指定席を除く。)」を「会員制専用席」に改め、同項の次に次の1項を加える。

6 前項の同伴者からは、1回につき入場料及び1,000円の会員制専用席の利用料を徴収

する。

第52条の次に次の1条を加える。

(外向発売所の指定席料金)

第52条の2 外向発売所の指定席を利用する者からは、別表第3に掲げる料金を徴収する。

2 前項に定める外向発売所の指定席の料金について、市長が必要があると認めるときは、その全部又は一部を徴収しないことができる。

第53条第1項中「メンバーズ」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2

区 分		単 位	料 金
東スタンド	指定席	1 席	2,000 円
	ロイヤル席	1 席	3,000
	ペア席	1 席	3,000
	たたみシート	1 室	4,000
	グループボックスA	1 室	9,000
	グループボックスB	1 室	6,000
中央スタンド	指定席	1 席	1,000
	ペア席	1 席	2,000

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3

区 分	単 位	料 金
A席	1 席	3,000 円
B席	1 席	2,000
S席	1 席	4,000
ペア席	1 席	4,000

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の公布の日以後においては、この規則の施行の日前においても、同日以後の会員について、この規則による改正後の福岡市モーターボート競走実施規則の規定の例により承認をし、及び会費を徴収することができる。

